

公益信託 カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金
2024年度 募集要項

1. 基金の目的

経済的に恵まれない家庭の高校生に奨学金を、小中学生に就学援助金を給付することにより、博愛平等の心に充ち敬謙篤実な社会人を育成することを目的とします。

2. 応募資格

	資 格
高 校 生 (奨 学 金)	<ul style="list-style-type: none">・わが国の高等学校に在学する生徒であること(学年は問いません)。(学校教育法で定める高等学校、中等教育学校「後期課程」に在学するもので、国籍は問わない。)・経済的理由により、就学困難な事情があること。(原則として、世帯収入 350 万円程度以下とする。)・向学心に富み品行方正で、かつ、成業の見込みがあること。
小・中学生 (就学援助金)	<ul style="list-style-type: none">・わが国の小中学校に在学する児童・生徒であること(学年は問いません)。(学校教育法で定める小学校、中学校、中等教育学校「前期課程」に在学するもので、国籍は問わない。)・経済的理由により、就学困難な事情があること。(原則として、世帯収入 350 万円程度以下とする。)・向学心に富み、就学を継続できる見込みがあること。

注) 他の奨学金との併給は可能です。但し、兄弟姉妹の同時申請はご遠慮ください。また、兄弟姉妹が当基金で受給中の方も申請はご遠慮ください。

3. 採用予定数

高校生は 47 名程度、小学生・中学生はあわせて 23 名程度。

4. 給付額

小学生・中学生・高校生ともに月額 2 万円 (返済不要)。

5. 奨学金・就学援助金の給付方法

給付は年 4 回 (4・7・10・1 の各月) で、1 回の給付額は向こう 3 ヶ月分とします。

お受取は「申請者本人の銀行口座」(保護者名義口座は不可) への振込みによります。

新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の 4 月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。

6. 給付期間

(1) 原則として、申請時の在籍学校(中・高)を卒業するまでとします。但し、定められた修業最短期間を限度とします。高等専門学校等は、高校卒業相当(3 年生終了時点)までとします。

(2) 小学生の場合は、1 年生から 3 年生は 3 年間、4 年生以上の申請者については修業最短期間を限度とします。給付終了後の 4 月以降も給付を希望する場合は、改めて募集期間内に在籍学校から給付申請が必要です。

申請学年	給付終了学年
小学 1 年生	小学 3 年生
小学 2 年生	小学 4 年生
小学 3 年生	小学 5 年生
小学 4 年生	小学 6 年生
小学 5 年生	小学 6 年生
小学 6 年生	小学 6 年生

(3) 中学または高校へ進学される卒業生は進学先の学校から、(2) で給付終了となった小学生で 4 月以降も給付を希望する場合は在籍学校から、改めて給付申請が必要です。

7. 選考基準

(1) 高校生の場合は、家庭の経済的状況に加えて本人の学業成績を考慮します。

(2) 運営委員が認めた特別優秀者(品行・学業とも他に秀でた高校生)の為の選考枠もあります。

8. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会（2024年10月頃開催予定）で選考します。

採否の結果は学校長宛に、10月下旬頃に書面により通知します。

※採否結果受領前に転校する場合は、必ず下記を手続き願います。

①転校前の在学期に、下記提出先（受託者）への連絡を依頼すること。

②転学先の学校に対し、当基金を申請していること、選考結果通知・近況報告書提出依頼等が受託者よりあること、を説明し、あらかじめ了承いただくこと。

9. 受給にあたってのご注意

(1) 申請書の記載に虚偽が判明した場合は、奨学金等を返還していただきます。

(2) 毎学年度末に「近況報告書」を在学期にてご作成・ご提出していただきます。

進級等を確認のうえ継続給付します。未提出の場合は、次学年からの給付が停止となりますのでご注意ください。

10. 応募方法

学校長を経由し、かつその推薦を受けた上で、次の書類を下記提出先宛に提出して下さい。

推薦は各校3名を上限とします。但し、併設校（小・中・高いずれの組み合わせも含む）においては合わせて3名を上限とします。

	提出書類	備考
高校生 (奨学金)	①奨学金申請書 ②学業成績証明書 ③前年収入を証明できる書類 (成人(除く学生)に達している方全員)	(注1) (注2)
小・中学生 (就学援助金)	①就学援助金申請書 ②前年収入を証明できる書類 (成人(除く学生)に達している方全員)	(注2)

(注1) 新高校1年生の場合は、中学校3年時の成績証明書等を提出下さい。

(注2) 次に該当する書類を提出して下さい。

給与所得者 : 源泉徴収票(写)

自営業者 : 確定申告書(控)。各種付表がある場合は、付表も必ず添付してください。

生活保護世帯の方 : 生活保護決定通知書^(*)

年金受給者の方 : 年金額確定通知書^(*)

^(*)上記いずれも、必ず支給金額記載のもの

注) 上記書類がない場合のみの限定として、「課税証明書・非課税証明書・納税証明書・給与支払証明書」等により、総収入の証明が可能と判断できれば、代用として認める場合もあります。いずれの書類も、総収入金額が記載されていないものは認められません。

11. 応募期間

2024年5月27日(月)より2024年7月5日(金)まで

「当日消印有効」

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

カトリック・マリア会奨学育英基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付: 平日9時~17時) FAX 03-5232-8919

申請書掲載 URL (下記よりダウンロードしてください)

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

※GOOGLE等の検索エンジンで、「三井住友信託 公益信託募集案内」でご検索いただきますと、上記が表示されます。

注) お問い合わせは、原則として、学校の奨学金担当者を通じて、上記宛にお願いします。

申請者からの直接の照会をご遠慮下さい。

以上

受付日		受付番号	小中高
-----	--	------	-----

奨学金・就学援助金申請書

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金・就学援助金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。
 なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。
 また、以下の記載事項に相違ありません。万一記載事項に事実と相違することがありました場合は、奨学金・就学援助金受給者の資格を取り消されても異存ありません。
 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者 (フリガナ) (学生氏名) ※高校生は自署必須	生年月日	西暦	年 月 日
保護者等氏名 (フリガナ)	申請者との続柄	(西暦 年 月 日生)	(満 歳)
自宅住所 申請者と別居の場合は別紙に保護者等住所も添付のこと	TEL ()	世帯全員の収入合計	万円
在籍学校名		家族構成	合計 人 (本人含む)
在籍学年	年	卒業予定年 月	年 月

●奨学金等を必要とする事情	◆推薦理由 《学校記入欄》
●申請者世帯が以下に該当する場合は、○で囲んで下さい。 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護費受給 障害年金等受給 両親死別 母子家庭 父子家庭 失業中 	◆成績評定（高校生のみ） 5段階評定の平均 ◆ <input type="text"/> / 5

推薦者	学校名	印	窓口	担当名
	校長名			
	所在地	〒		
		TEL ()		

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の奨学金等給付のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

運営担当 確認印	
-------------	--

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

家族状況書（申請書付表）

家族構成	続柄 *1	同居の有無 *2	氏名	満年齢	当基金の利用状況 *3
	父			歳	
	母			歳	
	本人			歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし
				歳	1. ある 2. なし

収入／手当の明細

続柄	氏名	年間収入(円)				年間手当(円)			合計(円)
		給与収入	自営業等	年金収入	その他	生活保護	児童扶養手当	その他	

● 家族状況書記入要領

- *1. 本人以下の空欄は父母以外の家族を記入する。父母と離別（死亡等）の場合は氏名欄を斜線抹消する。
- *2. 同居の家族に「○」、別居の家族に「×」をつける。
- *3. 当基金の本人及び兄弟姉妹の利用状況について、該当項目の数字を「○」で囲む。
 1. ある : 以前受給していたが終了済 2. なし : 一度も受給したことがない

注) 兄弟姉妹の同時申請はご遠慮ください。また、兄弟姉妹が当基金で受給中の方も申請はご遠慮ください。

● 提出書類等

下記の提出書類は、コピーでも結構です。

1. 前年収入を証明できる書類（成人（除く学生）に達している方全員）

・次に該当する書類を提出下さい。

給与所得者	: 源泉徴収票	}	いずれも必ず支給金額記載のもの
自営業者	: 確定申告書（控）		
生活保護世帯の方	: 生活保護決定通知書、		
年金受給者	: 年金額確定通知書等		

注) 上記書類がない場合「課税証明書・非課税証明書・納税証明書・給与支払証明書」等により、総収入の証明が可能と判断できれば代用として認める場合もあります。

2. 申請者本人の前年度の学業成績証明書（高校生のみ）

但し、新高校1年生の場合は、中学3年時の「成績証明書」等を提出下さい。

奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座

(※) 振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」とご記入ください。					(○をおつけください)	ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名(3桁の漢数字)をご記入ください。					支店 出張所 営業部																										
	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>										銀行 信用金庫 信用組合 農協		<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																									
預金種別	(○をおつけください) 普通 その他 ()					口座番号	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																															
お受取人	<p>●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。 ●姓と名の間は1マスあけてください。</p> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																					
口座名義(※)	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>										<p>《注意》口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。</p>																											

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D.暴力団準構成員
 - E.暴力団関係企業
 - F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為